

# 王土会会報

第 10 号  
9. 4. 1

王土会事務局  
〒114  
東京都北区  
十条台1-5-70  
十条駐屯地  
援護班内  
厚生班長  
村上准尉  
村上事務官  
03-3988-5121  
内線351



王土会 代表理事

高木 謙次

「挨拶」

陽春の候を迎え全国王土会会員の皆様ご健勝にてお過ごしですか。

月日の経つのは早いもので、昨年グランドヒル市ヶ谷の総会会場にて皆様にお会いしてから早一年が経過しました。それだけ二十一世紀の幕開けに近づいた事になりますね。さて、本年頭は新年を祝意ムードの内に迎えた例年と少し違っていたように思いました。

国際情勢は東西冷戦構造終焉後、依然として不透明・不確実で、協調と対立の両面を示して経過し、国内的には低迷が続く景気・財政赤字・株価の下落傾向・官僚の不祥事等が問題にされるなか行政改革・財政再建・規制緩和等が大きく叫ばれるうちに新年を迎えたような感じが致しております。皆様は如何思われましたか。

これに関連して私は、社会主義の消滅、産

業構造のソフト化による生産手段の変化、アジア諸国の急激な工業化の過程と国際市場への参加、先進諸国の人口の高齢化と発展途上国の人口の爆発的増加、国家間大規模戦争起の可能性が極めて低く、むしろ内戦・テロ・難民が問題になる等の近年の状況とそれがわが国の生き方に及ぼす影響を考慮すると、どうやら産業革命以来二世紀に亘って続き、わが国も繁栄を願って完成させた近代工業社会が今や終焉して、これからは何か別の新しい社会が到来する。そしてそのための準備に改革が必要なのではないか。その新社会の全貌は勿論私には分かりませんが、これまでより人間の多様性を認め、人間の知恵を大事にする……二十一世紀の経済社会構造ではと想ったりしております。

ともあれ現在のわが国の状態をかつて黒船が来航した幕末の日本に似ているという向きも有るようです。

いずれにしても将来のわが国の発展のためにこの改革が実行されるのであれば、それは真に二十一世紀に向けた経済社会構造システムに適合した方向を真剣に探求し、それを目指してあらゆる困難を克服して着実に進めるべきでしょう。国民としてもそれぞれの立場で努力しなければならぬと思います。

陸上自衛隊にとりまして、今年、先に時代の要諦と国民の負託に応えるべく改訂さ

## 総会開催のお知らせ

平成九年度の王土会総会を

左記の通り実施いたしますの

で、万障お経り合わせの上、

ご出席下さいますようお願い

申し上げます。

記

日時 五月三十日 (金)

十八時より

場所 グランド・ヒル市ヶ谷

細部に付きましては、同封の「総会の「案内」」を参照下さい。

れた「防衛計画の大綱」に基づき新生陸上自衛隊を創造するための改革に着手する年になっています。この改革の規模は、創隊以来最大にして抜本的なもので、「コンパクトにして弾力性のある陸上自衛隊」を目指すと考えられています。

武器科にとりまして主要分野である後方支援体系も機能を更に効率的に発揮する事を目指して組織及びその運用全般にわたった統合化が図られると伺っています。

これに関連して、これからは「職種の使命が薄く成る」のではとの感を抱く向きもあるようですが、私は決してそうではないと思っています。真に統合の実を挙げるためには、それを構成する専門分野がよりの確により効率的に機能しなければならぬからです。

そのためにもこれからの武器科は、より全般的視野に立つて多様化する任務に他職種と共に効率良く機能するための研究と有能な人材育成に更なる努力と積み上げて来た成果を基にした改革が必要になるのではないでしようか。

私どもOBとしてもこの改革過程を温かく見守りつつ激励すると共に改革事業が適切に実行されて、時代の要請と国民の負託に応え得る基本がしっかりした、足腰の強い精強陸上自衛隊の新生を心から期待したいものと存じます。

今年の王土会総会は、ご案内申し上げております通り計画し、日下役員一同張り切って準備を進めております。一人でも多くの会員の皆様に市ヶ谷でお会いできます事を願っています。ご挨拶とさせていただきます。



陸幕武器化学課長

一等陸佐

神本光伸

一、はじめに

王土会会員の皆様、お変わりございませんか。

平成八年十二月十六日付で陸上幕僚監部武器化学課長に着任した神本一佐です。

会則により特別顧問として皆様と共に「王土会」の活動に参加させて頂くことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

二、後方支援態勢の見直し

平成九年度末に武器補給処が改編され、新たに補給統制本部と関東補給処が編成されます。王土会は昭和三十七年一月に設置され、今日まで武器補給処十支処の積極的な協力により、円滑な会の運営に寄与してきたものと思っておりますが、改編後は武器関係の部はできませんが、総務部が共通職種となりますので、これまでどのように充実した体制でのご支援ができるかどうか不透明です。

しかし、現在役員の皆様を検討されていますので、その結果をふまえ、今後も積極的に支援していきたいと思えます。

平成九年度末の補給統制本部と関東補給処の新編をはじめ、今後後方支援態勢がどんどん改革されていきます。陸上自衛隊の兵姑の要として活躍してきた武器科の歴史が大きく塗り替えられようとしています。

大きな変革期を迎え、我々は何をなすべき

でしょうか。

陸上自衛隊が改革を行う場合、これまで職種制度がかなり足を引っ張ってきたといわれています。会員の皆様の中にも改革、改編に際し戦ってこられた方もおられるでしょう。

制度を改革する場合、既存組織のデメリットに目を向けがちになりますが、改革によってメリットを損なう危険性にも十分留意する必要があります。

現在の後方支援態勢は、本来の指揮系統と並列的に職種の支援（指揮）系統が垂直的に整備され、夫々の職種（陸幕技術各課等）が全面的に後方支援等の責任を負っています。

将来の後方支援態勢は、機能別に整理される方向にあります。後方支援の機能を有する職種を、連隊、地区補給処、補給統制本部の各段階で取り纏めていくこととなります。

今までは蒲鉾板のような支援組織が連隊から陸幕まで縦に並べられていたといえます。

改編後はそれぞれの結節に別の蒲鉾板が横に置かれることとなります。縦板（職種）に横板（共通職種）、その上に縦板、横板と置かれていきます。新たな兵姑組織は、師団の後方支援連隊のような組織に似ています。将来遭遇する問題は後方支援連隊の中に見出だすことができそうです。

三、後方支援連隊の問題点

後方支援連隊の問題点の一つは、連隊長及び連隊本部幕僚が支援業務について本質的な指導ができないことです。武器、補給、輸送、衛生のそれぞれの支援業務に精通している指揮官、幕僚はほとんどいません。だから連隊長及び連隊本部幕僚は、支援業務より自分たちの出番が作りやすい訓練、競技会等に

熱心になります。支援業務に口を出せないの  
で訓練等に精を出していると言ったほうが適  
切でしょう。

問題点の二つ目は、職種ごとに支援業務の  
やり方が多少異なっていることです。この現  
状を改革しなければなりません。この合衆国  
のような組織を円滑に動かすためには、でき  
るだけ早く支援業務及び運用思想の理念を統  
一する必要があります。兵站学校のようなも  
のを造り、共通的教育を受けた人材を至急養  
成する必要があります。

問題点の三つ目は、人事権が限定されてい  
ることです。後方支援職種の人事は、職種、  
特技が細分化され、連隊長（指揮官）等が自  
由にできる余地は限定されています。兵站機  
能を統合するのであれば、兵端支援に任ずる  
技術各科の兵站部門を統合し、新たに兵站職  
種を作ることが望ましいと考えます。

戦闘職種、戦闘支援職種、兵站職種と分類  
を明確にし、戦闘支援職種でもあり兵站職種  
でもあるといったような曖昧さを無くさなけ  
ればなりません。

以上の問題点に留意して改革を断行してい  
けば相当な成果が得られると思います。

#### 四、兵站職種の責任感と使命感

最近、兵站職種と兵站職種でない人の差は  
何だろつとよく考えます。

兵站職種の人は自衛官生活の終始を通じ、  
装備品のライフサイクルに責任を持たされま  
す。装備行政、開発行政、支援業務の分野で  
何回も勤務するのですから、自分が過去に手  
掛けた仕事の後始末をどこかでさせられるこ  
とになります。それが兵站職種の責任感と使  
命感の源泉になっているように思います。

ところでそうでない人は、短期間兵站業務  
に従事するわけです。装備品のライフサイク  
ルにどんな事案があり得るかなど考える気持  
ちにはなりにくいものです。そんなことを考  
えるより、当面の仕事を片付けることに力が  
入ってしまいます。知らず知らずに局所的な  
ところで最適化を図るようになり、この是非  
より説明が容易なほうに仕事に向いていき  
ます。言い換えるとスタンドプレイ的なやり  
方で仕事の成果を上げざるを得ません。  
そのため、装備行政等の細部を知らないこと  
からくる『未必の故意』という罪を犯してし  
まいます。

兵站は本来鈍重です。スタンドプレイや誤魔  
化して仕事をするとその皺寄せが後から確実  
に出てきます。兵站職種の場合、世界は狭  
く、人間関係がはつきりしていますから、そ  
の人の失敗は後世まで語り継がれてしまいま  
す。それで現在は相互牽制が効き、うまく機  
能しています。この機能は後方支援連隊のよ  
うな組織を作っただけでは出てきません。支  
援機能を有する技術職種が一体になれるよう  
な運命共同体を構築して始めて可能です。

それを『兵站職種』と呼ぶことになるかも  
知れません。武器化学課長としては、

・『兵站職種』  
・『武器職種の』

となつてくれれば大変嬉しいのですが。

#### 五、『戦える兵站組織』構築ポイント

兵站の本来の目的は、戦闘に必要とする装  
備品等を必要とする時期、場所に補給し、装  
備品の性能を最高度に発揮させ、戦勝を獲得  
する基盤を付与することにあります。

言い換えますと、緊要な時期に第一線部  
隊の装備品の『可動率』を最高度に維持する

ことも言えます。時間をかけて直せばいい  
と言うようなものではありません。従って兵  
站組織を構築する場合は、まず『高可動率』  
を維持しなければならぬ装備を概定し、そ  
れを支える支援組織を創り上げねばなりませ  
ん。『高可動率』を維持するためには装備の  
特性に留意し、支援要員、支援用器材、整備  
用部品を段階ごとに設定していきます。

装備品の故障データを観察すると、修理時  
間の短い故障は多く発生し、修理時間の長い  
故障は滅多に発生しないことが分かります。

修理時間の短い簡単な故障は、一般的には装  
備品の現場での修理が可能です。修理時間の  
長い複雑な故障は、大型の支援器材や設備を  
必要とします。後送時間は修理時間より数倍  
から数十倍以上大きくなります。

これから戦闘に使用する装備（武器）の  
『高可動率』を維持するためには、出来るだ  
け後送しないで修理を完了する必要性が出て  
きます。発生する故障の九十五％程度を野整  
備部隊のレベルで修理できれば可動率はかな  
り高く維持できます。

#### 六、おわりに

後方支援態勢の改革は、ただ単なる人減ら  
しが目的ではありません。小粒になつても  
『戦える兵站組織』を構築することが極めて  
大事です。

諸先輩の努力により、現在の支援態勢は一  
応戦える態勢にあります。

後に続く後輩のために魂の入った『戦える  
兵站組織』を申し送りできるように武器化学  
課長として努力して参りたいと思います。

OBの皆様のご支援よろしくお願い申し上  
げます。

インターネット  
(これだけは知っておこう)

共済年金 その3

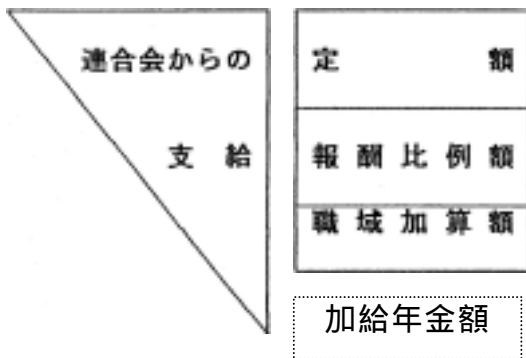
王土会の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと思います。前回は会員の方が年金を受給するために、毎年届け出が必要な書類について書きましたが、今回は、本シリーズの最終回として六十五歳からの退職共済年金の変更点などについてお話しします。

Q 私は、今年で六十五歳になります。六十五歳になると退職共済年金の仕組みが変わると聞いていますが、どうなるのでしょうか。

A 確かに仕組みは変わります。六十五歳からの退職共済年金の額は、特別支給の退職共済年金として支給される額から、その額のうち、老齢基礎年金に振り替わる額（老齢基礎年金の額）を差し引いた額になります。しかし、六十五歳からの退職年金の額と老齢基礎年金の額の合計額は、それまで受けていた特別支給の退職共済年金の額は同額となります。ではこれから、その仕組みの変わる点を共済年金の立場から説明します。六十五歳からの退職共済年金は、当分の間、基本的には特別支給の退職共済年金から切替えられて支給されるという仕組みになっていますので、特別支給の退職共済年金を受ける権利（受給権）があ

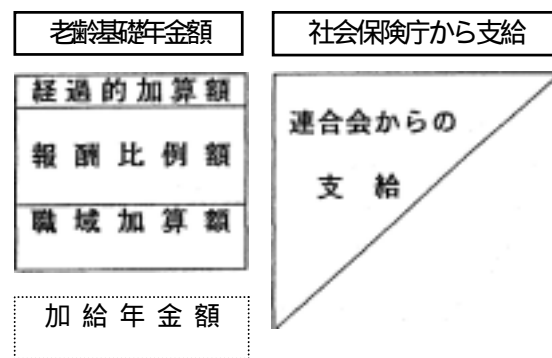
特別支給の退職共済年金

65歳に達した月まで支給



65歳からの退職共済年金

65歳に達した翌月から支給



共済組合連合会から支給される退職共済年金の額ほ（年金額）は、

$$\text{年金額} = \text{経過的加算額} + \text{報酬比例額} + \text{職域加算額} (+ \text{加給年金額})$$

経過的加算額

(特別支給の)

(退職共済年金の)

$$\text{経過的加算額} = \text{「定額」の額 (注2)} - \text{老齢年金の額}$$

(「定額」の額のうち、老齢基礎年金に振り替る額)

(注2) 特別支給の退職共済年金に「定額」が加算されていない方については「定額」

が加算されていたとして計算した額とします。

報酬比例額

職域加算額

加給年金額

いずれも特別支給退職共済年金の額として計算されている額と同じ額

第1図 退職共済年金と老齢基礎年金の関係図

ればこの年金を受けることができます。前にも述べましたように、「六十五歳からの退職共済年金の額は、特別支給の退職共済年金として支給される額から、その額のうち、老齢基礎年金に振り替わる額（老齢基礎年金の額）を差し引いた額になります」

具体的には、第一図のように、老齢基礎年金の額には特別支給の退職共済年金の「定額」の額が振り替わって支給されることになっています。

しかし、経過的には、

\* 老齢基礎年金の額よりも定額の額が多額であったり、

\* 老齢基礎年金に振り替わらない二十歳前や六十歳以降の組合期間などがあつたり

するため、この定額から老齢基礎年金の額に振り替わる額を差引いた額（これを「経過的加算額」といいます。）を、特別支給の退職共済年金で支給されることになっている「報酬比例額」と「職域加算額」に加えた額（加給年金額の対象となつている配偶者や十八歳未満（注一）の子がいる場合には、さらに「加給年金額」を加えた額）となります。

（注一） 子については、十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にあつて、まだ配偶者がいない者、または組合員もしくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き障害程度が一級若しくは二級に該当している者

この様に、六十五歳からの退職共済年

金の額は、特別支給の退職共済年金の額から老齢基礎年金に替る額を差し引いた額になります。

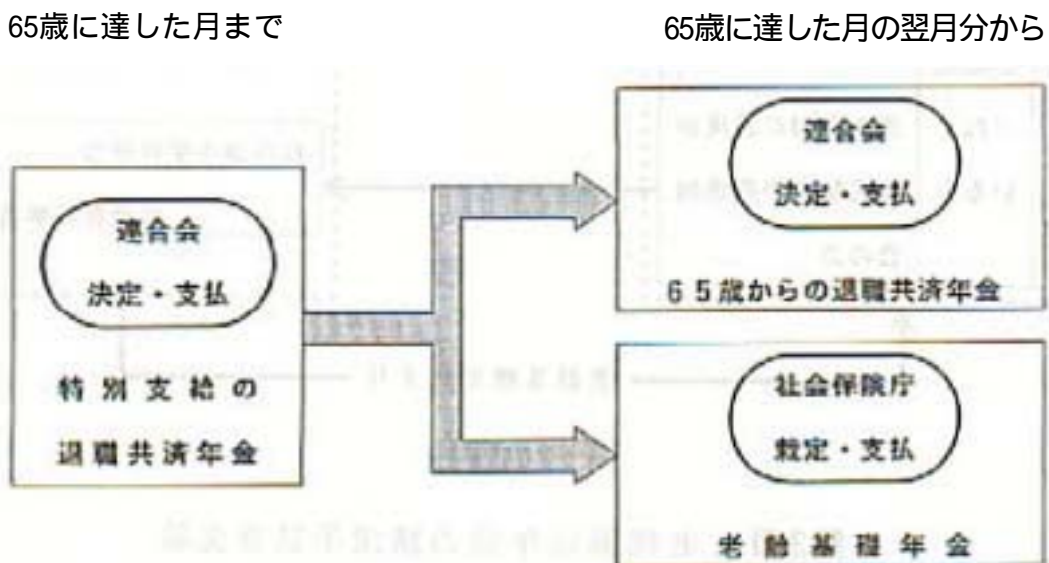
つまり、年金の出る役所が社会保険庁と国家公務員等共済組合連合会の二箇所になるというだけのことです。

Q 今年六十五歳になります。老齢基礎年金の請求手続きについて教えてください。

A 特別支給の退職共済年金を受けている方が六十五歳になると、この特別支給の退職共済年金を受ける権利は一旦消滅して、六十五歳からは、新たに六十五歳からの退職共済年金と、国民年金法による「老齢基礎年金」とが、請求に基づいてそれぞれ別々に決定（裁定）され、支給されることになっています。（第二図）このため、六十五歳まで特別支給の退職共済年金を受けている方は、新たに六十五歳からの退職共済年金と老齢基礎年金とを決定（裁定）するために、改めて次の と の請求手続きを行つていただくこととなります。

新たに、六十五歳からの退職共済年金を決定するための請求手続き併せて、六十五歳からの老齢基礎年金を裁定するための請求手続き

六十五歳からの退職共済年金の決定と支払い、特別支給の退職共済年金と同様に連合会で行いますが、老齢基礎年金は国民年金による支給ですから、この裁



第2図 退職共済年金と老齢基礎年金の決定（裁定）と支払い